【規程番号　行法Ｉ－009】

学校法人行吉学園リスクマネジメント規程

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、リスクマネジメント体制、対処方法等を定めることにより、学生、職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)「教職員等」　学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者及びこれらに準ずる者をいう。

(2)「学生等」　　学園が設置する学校の学生及び園児をいう。

(3)「危機事象」　学生等及び職員等の生命の安全及び学園の社会的評価に大きな影響を与え、又は学園の財産に重大な被害が生じるなど本学の円滑な運営に支障を与える、又はそのおそれのある事象をいう。

(4)「リスクマネジメント」危機事象の発生の予防及び被害軽減のために、平常時から行う措置及び危機事象の発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

（危機事象の対応区分）

第３条　危機事象の程度に応じて、対応区分を次の２段階に区分する。

(1) レベルⅠ（部局内で対応可能なレベル）

個別又は複数の部局で対応可能であり、全学的な対応の必要性はなく、緊急対策本部の設置には至らない事態をいう。

(2) レベルⅡ（全学的な対応が必要なレベル）

緊急事態に伴う学園の損害、影響度が大きい、又はマスコミ（新聞・ＴＶ）等への対外的な対応が必要となり、緊急対策本部を設置し全学的な対応が求められる事態をいう。

２　レベルⅠの危機事象について、他の規程等にその対応が定められているものは、当該規程等に則って対応するものとする。

（危機事象対応の基本方針）

第４条　危機事象に際しては、次のことを基本として速やかに組織的に対応するものとする。

(1) 人命・地域の安全確保

(2) 被害・損失の極小化

(3) 社会からの信頼維持

第２章　リスクマネジメント体制

（リスクマネジメント体制）

第５条　学園は、リスクマネジメント体制の推進のため、リスクマネジメント最高責任者（以下「最高責任者」という。）、リスクマネジメント総括責任者（以下「総括責任者」という。）、リスクマネジメント部局責任者（以下「部局責任者」という。）を置く。

２　最高責任者は理事長をもって充て、学園におけるリスクマネジメント業務を統括する責任を担う。

３　総括責任者は、危機事象の発生区分ごとに次の表に掲げる者をもって充て、危機事象の予防・回避及び発生時による人命の安全確保並びに被害の軽減、二次災害防止及び業務の早期再開に努めなければならない。

危機事象の発生区分	リスクマネジメント 総括責任者
事務組織規程に定める各組織	理事（事務統括責任者）
神戸女子大学	学長
神戸女子短期大学	
幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園	園長
複数の発生区分が関係する場合及び発生時に総括責任者が不在の際の初動時の対応	理事長が指名する理事

４　部局の責任者は、各部局の長をもって充て、部局内におけるリスクマネジメント業務を推進し、部局内で危機事象が発生したとき又はそのおそれがあるときには、率先して必要な措置を講じなければならない。

（リスクマネジメント委員会）

第６条　リスクマネジメントに関する重要事項を審議するために、リスクマネジメント委員会を設置する。

２　リスクマネジメント委員会は、常任理事をもって充てる。

３　リスクマネジメント委員会の委員長は、最高責任者とする。

４　リスクマネジメント委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

５　リスクマネジメント委員会は、原則として年１回開催し、次条で定める事項等を審議する必要が生じたときは、その都度開催する。

６　リスクマネジメント委員会の事務は、内部監査室が行う。

（リスクマネジメント委員会の役割）

第７条　リスクマネジメント委員会は、次の役割を担う。

(1) 学園のリスクマネジメントに係る方針、施策、年度計画の策定、この規程の改定
(2) 学園の業務に係る個別リスクの管理状況の把握
(3) 部局に対する個別リスク回避措置の指導監督
(4) 学園の事業継続計画の策定に関する指導監督
(5) 神戸女子大学・神戸女子短期大学防火・防災管理委員会との連携調整
(6) 神戸女子大学・神戸女子短期大学危機管理委員会との連携調整
(7) その他のリスクマネジメントに関する指導監督

第３章　平常時の活動

（リスクの洗い出し・評価）

第８条　部局責任者は、所管する業務おけるリスクの種類、想定されるシナリオ、発生頻度及び損害の程度を評価する。

２　リスクマネジメント委員会は、学園の業務におけるリスクについて、対応方針を検討する。

（リスク発生の予防と対応準備）

第９条　部局責任者は、所管するリスクが顕在化した場合の被害想定及び事業への影響度を分析し、対応要領を事前に作成するものとする。

２　　部局責任者は、所管するリスクに関わる情報収集を適切に行い、リスク発生の兆候を洞察するものとする。

（教育訓練）

第 10 条　総括責任者は、必要に応じて教育・訓練等を行う。

（リスク監査等）

第 11 条　内部監査室はリスクマネジメント体制について、適時、全学的又は特定部門の監査を実施する。

２　部局責任者は、監査の結果、明らかになったリスク、諸課題等について、是正・改善を講じる。

第４章　緊急事態対応

（危機事象に関する通報等）

第12条　教職員等は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知したときは、遅滞なく、部局責任者に通報しなければならない。

２　部局責任者は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに総括責任者に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認しなければならない。

３　総括責任者は、前項の報告を受け、直ちに最高責任者へ報告し、対処方針を協議しなければならない。

（部局内での対処等）

第13条　前条第３項の協議の結果、危機事象が第３条第１号に定める対応レベルⅠに該当し、当該部局で対処することが適切と判断するときは、当該部局で対処することができる。この場合において、部局責任者は、随時、当該危機事象への対処の状況等を総括責任者に報告しなければならない。

（対策本部の設置）

第14条　第12条第３項の協議の結果、危機事象が第３条第２号に定める対応レベルⅡに該当し、全学的な対応が必要と判断した場合は、速やかに当該緊急事態に係る対策本部を設置する。

２　対策本部の構成は、次に掲げる者を基準とし、緊急事態の内容に応じて編成規模を決定するものとする。

（1）本 部 長　　最高責任者をもって充て、対策本部の業務を総括する。
（2）副本部長　　第５条第３項に定める総括責任者のうち、当該危機事象の発生区分における総括責任者をもって充て、本部長を補佐する。
（3）本 部 員　　当該危機事象の部局責任者及び副本部長が指名する者をもって充てる。
（4）広報部長　　報道発表、報道機関への情報提供を行う。
（5）記 録 係　　被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録を行う者として、副本部長が　指名する。

３　本部長は、前項に定める構成員のほか、必要に応じて関係者及び外部の専門スタッフを招集することができる。

（対策本部の業務）

第15条　対策本部は、次の事項を早急に実施するものとする。

（1）危機事象に関する情報の収集及び分析

（2）対策の検討、決定、実施

（3）教職員・学生等の安否確認及び適切な情報提供

（4）主務官庁、関係機関等との連携及び連絡調整

（5）報道機関への対応（内容、発表時期、発表方法等の決定）

（6）各キャンパスの連絡調整

（7）その他緊急事態への対処のために必要な事務

2　対策本部は、緊急事態の対応状況の分析・評価及び活用のために、経過状況等を記録するものとする。

3　対策本部の事務は、総務企画部総務課（総務人事担当）が行う。

（対策本部の権限）

第16条　対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に緊急事態に対処しなければならない。

2　対策本部は、教職員等に対し、緊急事態に対処するために必要な指示をすることができ、すべての教職員等はこれに従わなければならない。

3　対策本部は、緊急事態への対処に当たり、理事会の審議その他学園の規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4　前項の場合、本部長は、緊急事態の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

（事後対策）

第17条　緊急事態に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断されたときは、速やかに当該危機事象の収束又は安全確認を行い、教職員等・学生等及び関係各所（近隣住民等）に対し周知する。

2　危機事象により資産・建物等に被害を受けた場合は、速やかに資金の手当等、復旧措置を行う。

3　リスクマネジメント委員会は、適時、リスクマネジメント体制や対象となる事象別リスク対応についての評価・見直し等を行い、再発防止策を策定する。

第５章　補　則

（細　則）

第18条　この規程に定めるもののほか、リスクマネジメントに関し必要な事項は、リスクマネジメント委員会が定める。

（改　廃）

第19条　この規程の改廃は、リスクマネジメント委員会の意見を聴取のうえ、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。